⑵　特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

四　特別事業再編の実施方法に関する事項

イ　特別事業再編の定義に関する事項

⑴　有効に組み合わせた経営資源の一体的活用

法第二条第十二項の事業者が当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、それぞれの有する知識、技術又は技能等を活用することにより、商品の開発、資材調達、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供等において協力することをいうものとする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

⑵　特別事業再編における対価の額

法第二条第十二項第一号の対価の額とは、法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置を行うため計画申請時において交付を見込んでいる当該事業者の株式の数に、その株式の一株当たりの時価に相当する額を乗じて得た額とする。

［削る］

⑵　特定事業再編に係る特定会社が、その特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後十年を経過する日までの間に三事業年度連続で営業利益を計上すること。

四　特定事業再編の実施方法に関する事項

イ　特定事業再編の定義に関する事項

⑴　有効に組み合わせた経営資源の一体的活用

法第二条第十二項の二以上の事業者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、二以上の事業者が次に掲げる方法その他これらに準ずる方法により、それぞれの有する知識、技術、技能等を活用し、特定会社の成長に不可欠な経営支援を行うことをいうものとする。

⑴　特定会社の事業に係る知見を有する役職員の派遣

⑵　技術の支援

⑶　販路の開拓における協力

⑷　資材の調達における協力

⑸　製造、研究開発、管理業務等の受託

⑵　他の事業者からの出資の受入れ

法第二条第十二項第一号ニの当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れとは、次のいずれかに該当するものを除くこととする。

⑴　一の事業者の完全子会社が事業の実態を有さず、かつ、当該完全子会社に対して他の事業者が金銭の出資のみを行う場合において、当該出資の受入れにより成立する特定会社に対して、当該二以上の事業者のいずれかが現物出資、吸収分割又は完全子会社の売却を行うことが、当該二以上の事業者間の契約において定められていない場合。

［削る］

⑵　他の事業者が完全子会社を有するいずれか一の事業者の指示により金銭の出資を行うこととしていると認められる場合。

［削る］

⑶　完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

法第二条第十二項第一号ホの当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立とは、二以上の事業者による特定会社の設立後、特定会社へのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部の売却取引が、直ちに行われることが、当該二以上の事業者間の同一の契約において定められていることをいうものとする。

［削る］

⑷　外国における新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の外国における新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イ、ロ、ハ又はニのいずれかを行い、かつ、次のいずれかを達成することをいうものとする。

⑴　当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の外国（特定事業再編